



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

富裕者層への税務当局の監視強化

近年、国税庁からは富裕者層向けに国外財産調書制度、財産債務明細書の見直し、国外転出時課税制度と立て続けに資産捕捉、税金逃れを補完する制度が打ち出されてきました。そしてマイナンバー制度です。富裕者の方々には息が詰まるとの声も聞こえてきます。

よく聞く「富裕者」の定義ですが、決まったものはございません。様々な基準があると思われますが「1億円以上の金融資産を投資可能な方」と定義する金融機関もあるようです。また純資産 60 億円以上の者を超富裕層とも位置づけています。

国税庁はこれらの富裕者のうち一定の者を『重点管理富裕層』として指定し、継続的に管理・調査を強化する方針です。

まず①形式基準：見込み保有資産総額が特に大きい者又は②実質基準：形式基準に該当しない者のうち、一定規模以上の資産を保有し、かつ、国際的租税回避行為その他の富裕層固有の問題が想定され、重点管理富裕層として特に指定する必要があると認められる者、のいずれかに該当した場合に重点管理富裕層となります。そして更に 3 つの区分に分けられます。1 つ目は「課税上の問題が想定され調査企画の着手が相当と認められる者」、2 つ目は「課税上の問題は顕在化していないものの多額な保有資産の異動が見受けられるなど継続的な中止が必要と認められる者」、3 つ目は「それ以外で経過観察が相当と認められる者」です。対象者の基準がはっきりとしませんが、指定された者に対する調査は、個人・法人を問わず、関連者や法人グループも含めた包括的かつ深度のある厳しい調査が予想されます。富裕者層も包括的にみて防衛できているのか見直す時期かもしれません。

管理支配基準？

私が歯の矯正治療を始めた頃、この治療代はいつどのように歯医者側の帳簿に反映されるのだろうか、ふと疑問に思ったことがありました。治療が終わるまで 1 年以上かかりますし高額なため分割払いをするケースもあり、また、一般的に治療途中で解約しても払った費用は返還されないためです。結論的には、一括払いでも分割払いでも支払った分だけが歯医者側のその年分の収益になります。ある裁判例では、矯正装置の最初の装着日に代金を全額受領し、その後治療をやめた場合に代金を返還しないケースでは、矯正装置を最初に装着した年に治療費全額を収益計上すべきとされました。原則として収入の計上時期は、権利確定主義といって治療が終わった時に計上しますが、このケースでは管理支配基準という例外になります。これは、治療は終わっていないものの、代金は既に全額受領しており、その返還も不要であることから、治療完了前ではありますが受け取った治療費を自由に使うことができる状況を得ている、つまり、事実上管理支配をしている状態であるため、例外的に収入があったと考えるのです。

また、分割払いのケースはどうでしょうか？矯正装置の最初の装着日に初年度分の代金のみを受領して年末を迎えるようなケースでは、翌年以降の分について権利は確定しておらず、代金も受領していないため管理支配したとは言えないことから、まだ受領していない翌年以降の治療費を未収計上する必要はありません。

ちなみに、盗難など違法に得た収入についても税法上は所得として認識します。不当に得た収入のため本来は返還すべきものですが被害者から返還請求があるまでは自分自身の利得として管理支配下にあるため所得として認識されるのです。

この場合、窃盗犯だけではなく脱税犯としても処罰される可能性があるのですね。